

第 7 回 栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

平成 2 4 年 8 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
栃木市藤岡遊水池会館

栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 7 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 2 4 年 8 月 2 7 日 (月) 1 0 時 0 0 分 開 会 ・ 1 1 時 4 7 会	
開 催 場 所		栃 木 市 藤 岡 遊 水 池 会 館 大 会 議 室	
議 長 氏 名		鈴 木 俊 美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別 紙 1 の と お り	
事 務 局 氏 名		別 紙 1 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果 ・ 協 議 事 項 協 議 第 1 4 号 (継 続 協 議 ― 2) 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 3 1 号 から 協 議 第 4 7 号 原 案 の と お り 確 認	
	別 紙 2 「 会 議 事 項 」 の と お り		
会議の経過 (議事の要旨)			
会 議 資 料	第 7 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 次 第 ・ 座 席 表 ・ 委 員 名 簿 第 7 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 会 議 資 料		
その他の事項		合併に関する住民説明会について 事務局職員の異動について	
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 4 年 月 日		委員 _____ 印 委員 _____ 印	

別紙 1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	高岩 義祐	委 員	大阿久 岩人
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	大川 秀子	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	柴田 保男	委 員	小倉 久緒
委 員	佐山 耕基	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第 10 条第 4 項に基づく関係職員等）

小川 昌樹（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（監査委員）

板倉 安秀

池田 務

出席者（幹事）

幹 事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹 事 和久井 弘之（栃木市総務部長）

幹 事 川 島 章男（岩舟町企画課長）

幹 事 五十畑 恵造（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

天海 俊充（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

糸井 孝王（計画チームリーダー）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

原 雄一郎（事務調整班）

栗原 健（事務調整班）

別紙 2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 3 1 号 合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
について

協議第 1 4 号 (継続協議－2) 合併協定項目 8 地方税の取扱いについて

協議第 3 2 号 合併協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 3 3 号 合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱いについて

協議第 3 4 号 合併協定項目 1 7 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 3 5 号 合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 3 6 号 合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱いについて

[合併協定項目 2 5 各種事務事業の取扱い]

協議第 3 7 号 合併協定項目 2 5－2 電算システム事業について

協議第 3 8 号 合併協定項目 2 5－1 1 高齢者福祉事業について

協議第 3 9 号 合併協定項目 2 5－1 4 生活保護事業について

協議第 4 0 号 合併協定項目 2 5－1 9 農林水産関係事業について

協議第 4 1 号 合併協定項目 2 5－2 0 商工、観光関係事業について

協議第 4 2 号 合併協定項目 2 5－2 1 勤労者、消費者関連事業について

協議第 4 3 号 合併協定項目 2 5－2 2 建設関係事業について

協議第 4 4 号 合併協定項目 2 5－2 3 上・下水道事業について

協議第 4 5 号 合併協定項目 2 5－2 6 文化振興事業について

協議第 4 6 号 合併協定項目 2 5－2 7 社会教育事業について

協議第 4 7 号 合併協定項目 2 5－3 0 社会福祉協議会について

4 第 8 回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 平成 2 4 年 9 月 2 6 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から

会 場 岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」検診室

5 そ の 他

(1) 合併に関する住民説明会について

(2) その他

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
天海事務局長	1. 開会 定刻となりましたので、ただいまから第7回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の天海です。よろしくお願いいたします。 本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
天海事務局長	2. 会長挨拶 それでは、次第の2「会長あいさつ」に入ります。 会長であります、鈴木 栃木市長からごあいさつを申し上げます。
鈴木会長	皆様、おはようございます。今日の協議会は午前中からということで、そして、また、藤岡のどちらかと言えば一番南に近いこの会場ということでございまして、朝から大変おいでをいただきましてありがとうございます。 今日も大変盛りだくさんの協議事項がございますので、スムーズな進行に、私のほうも前回は少ししゃべりすぎたかなという反省も含めて、円滑な進行をさせていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。今日も本当に大勢の傍聴の皆様、ありがとうございます。今日は、見ていただければお分かりのとおり、誰が一番多いかというと職員の数が一番多いですから、せっかくでありますから、どうぞ質問等のご遠慮なくしていただいて、せっかく来ている職員に質問などしてもらえれば、緊張しつつも答えてくれると思いますので、何卒よろしくお願いいたします。 それから、もうご案内かとは思いますが、今日進行しています天海でございますが、それまでは、小保方という者が務めておりましたけれども、栃木市側の事情によりまして、天海に交代をしておりますので、引き続きよろしくどうぞお願いをいたします。 それでは、今日もよろしくどうぞお願いをいたします。お世話になります。

天海事務局長	ありがとうございました。 3. 議事 次に、次第3の「議事」に入りますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきます。 まず、委員の変更でございます。 岩舟町の石川守久様の死去に伴う委員の交代でございます。 ご紹介させていただきます。JA しもつけ青壮年部岩舟支部長 佐山耕基様でございます。
天海事務局長	
佐山委員	初めまして。後任の佐山耕基です。よろしくお願いします。
鈴木会長	よろしくお願いします。
天海事務局長	よろしくお願いいたします。 次に、委員等の出欠でございますが、本日は全員の出席でございます。なお、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催することとなっております。本日は全員の出席でございますので、定足数に達しておりますことをご報告いたします。 次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、栃木市の柴田委員と大橋委員にお願いいたします。 最後に、委員の皆様をお願いがございます。会議中にご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規程によりまして、会長があたりこととされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。それでは、お聞きのとおりでございますので、進行役を務めさせていただきます。着座のままで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 では、早速議事に入ります。 (1) 協議事項 協議第31号 合併協定項目 7 農業委員会

鈴木 T L	の委員の定数及び任期の取扱いについて、まず、事務局から説明をお願いします。 協議第 3 1 号 合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて はい。事務調整班の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、別冊の会議資料①をご用意ください。会議資料①となります。表紙をめくって頂きまして、1 ページをご覧ください。協議第 3 1 号「合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「1 岩舟町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。2 岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち 4 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、4 人の選出については、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。3 市町村の合併の特例に関する法律第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定適用後の選挙による委員の定数は、2 9 人とする。4 次のページになります。市町村の合併の特例に関する法律第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、6 選挙区とし、現選挙区に岩舟町 1 選挙区（定数 4 人）を加えるものとする。5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせていただきます。 3 ページをご覧ください。現況の欄でございますが、栃木市の委員の任期は平成 2 5 年 7 月 1 9 日、選挙による委員の定数は、2 5 人でございます。岩舟町の委員の任期は平成 2 6 年 7 月 1 9 日、選挙による委員の定数は 1 4 人でございます。具体的な調整内容は、新市に 1 つの農業委員会を置く。岩舟町の選挙による委員のうち 4 人は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の選挙による委員として在任する。選挙による委員の定数は、2 9 人とする。選挙区は、6 選挙区とし、現選挙区に岩舟町 1 選挙区（定数 4 人）を加えるものとする。とさせていただきます。
--------	--

鈴木会長	4 ページをご覧ください。参考資料でございます。中段の表をご覧ください。合併後、最初に行われる栃木市農業委員会の一般選挙は、平成28年7月となります。 以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。以上が事務局の説明でございます。 それでは、只今の説明に対しまして何かございましたらお願いをいたします。 ———— 質疑応答等なし ————
鈴木会長	よろしいでしょうか？ では、ご質疑等ないようでございますので、質疑を打ち切らせていただきます。 お諮りをさせていただきます。協議第31号 合併協定項目7 の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、原案どおり、ご承認をいただけます方、いつも通り、また拍手でよろしくお願いいたします。 ———— 委員全員より拍手あり ————
鈴木会長	ありがとうございます。全員一致のご承認をいただきました。それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして、協議第14号 継続協議であります、合併協定項目 8 地方税の取扱いについて 事務局から説明を願います。
鈴木 T L	協議第14号（継続協議—2） 合併協定項目8 地方税の取扱いについて はい。5 ページをご覧ください。「協議第14号（継続協議—2） 合併協定項目8 地方税の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 この、地方税の取扱いにつきましては、第6回の合併協議会で継続協議とさせていただいたものでございます。 前回の協議会で、委員の皆様からの頂きましたご意見を勘案し、文言について一部修正をさせていただきましたので、再度、ご提案させて頂くものでございます。

	今回のご説明は、都市計画税のみのご説明とさせていただきます。 それでは、１６ページをご覧ください。１６ページでございます。関係項目８ 都市計画税でございます。 調整の方針について朗読をさせていただきます。「都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後５年以内に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時まで統合する。」とさせていただきました。 現在、栃木市において、都市計画税に関する庁内検討会の中で都市計画税の取扱いの協議を進めております。今後、岩舟町もオブザーバーとして会議に参画していただき、岩舟町の意向も踏まえつつ都市計画税について協議を進める考えでございます。 以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が、事務局の説明でございます。 これにつきましては、前回、委員の皆様の中から、再検討についてのご意見がなされ、検討をした結果の再提案でございます。これにつきましては、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。 安藤委員、どうぞ。
安藤委員	岩舟町の安藤です。 調整の方針について、ご検討いただきまして、また、ご配慮いただきまして誠にありがとうございます。まずは、素晴らしい都市計画というものがあれば、納税する側も納得していただける話だと思いますので、ぜひ、岩舟町の区域も含めた都市計画というものを、早く作っていただいて、皆さん一緒に、将来の子どもたちのためにも、素晴らしい街になればいいなというふうに思います。以上です。
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 他にございますでしょうか？ ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ はい。では質疑を閉じさせていただきます。 お諮りをさせていただきます。合併協定項目の８ 地方税の取

鈴木会長	扱いについて 事務局の原案のとおり、ご承認いただける方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ——— はい。ありがとうございます。全員一致のご承認をいただきました。 では続きまして、協議第３２号 合併協定項目の１５ 使用料、手数料等の取扱いについてであります。事務局から説明をお願いします。
鈴木ＴＬ	協議第３２号 合併協定項目１５ 使用料、手数料等の取扱いについて はい。２８ページをご覧ください。２８ページになります。 「協議第３２号 合併協定項目１５ 使用料、手数料等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。１ 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に統合又は再編する。２ その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。３ 手数料は、原則として合併時に統一する。」とさせて頂きました。 ２９ページをご覧ください。「№.１ 隣保館」「№.２ 集会施設」「№.３ 公営駐車場」、こちらの具体的な調整方針でございますが、右の欄になります。具体的な調整内容は「現行のとおりとする」でございます。次に、３０ページをご覧ください。「№.４ 公営墓地」の具体的な調整内容は、「現行のとおりとする。」でございます。同様に「№.５ 斎場」こちらは、合併時に栃木市（藤岡地域）の例により統合する。これにつきましては、岩舟町の住民の方が佐野斎場の使用にあたり、合併後も従来通りお使いいただくことができるよう調整してございますので、よろしく願いいたします。３１ページをご覧ください。「№.６ 勤労者体育施設」及び「№.７ 福祉関係施設」の具体的な調整方針は、現行のとおりとする。でございます。次に３２ページの「№.８ 保健関係施設」こちらは現行とおりとする。次に３３ページ「№.９ 商

工関係観光施設」こちらも現行のとおりとする。続きまして３４ページになります。「No.１０ 農林関係施設」こちらの調整内容は、「現行のとおりとする。ただし、類似施設については、合併後再編する。」でございます。こちらは、３４ページから３７ページまでの４ページでございます。

次に３８ページをご覧ください。「No.１１ 公営住宅」こちらの調整内容は栃木市の例により合併時に統合する。こちらにつきましては、利便性係数で調整し、岩舟町の町営住宅の使用料は、現在と同じ料金とするというものでございます。次に「No.１２ 上下水道関係施設」こちらの調整内容は、現行のとおりとする。次に３９ページ「No.１３ 学校施設」、こちらの調整内容は、栃木市の例により合併時に統合する。というものでございます。次に４０ページをご覧ください。「No.１４ 体育施設」こちらも同様に、栃木市の例により、合併時に統合する。こちらは、４０ページから４６ページの７ページでございます。

次に４７ページをご覧ください。「No.１５ 公民館」こちらの調整内容は、栃木市の例により合併時に統合する。こちらも、４７ページから５３ページまでの７ページでございます。次に５３ページをご覧ください。「No.１６ 集会所」「No.１７ コミュニティセンター」こちらは、栃木市の例により合併時に統合する。でございます。次に５４ページをご覧ください。「No.１８ 資料館、美術館」こちらの調整内容は、現行のとおりとする。でございます。

次に５５ページをご覧ください。「No.１９ 文化会館」こちらは、合併後、２年以内に再編する。という調整内容にさせていただきました。こちらも、５５ページから５８ページまでの４ページでございます。５９ページをご覧ください。（２）その他の使用料でございます。「No.１ 行政財産目的外使用料」「No.２ 天幕使用料」「No.３ 道路占用料」の具体的な調整内容は、栃木市の例により合併時に統合する。

次に、６１ページをご覧ください。「No.４ 法定外公共物使用料」こちらにつきましても、栃木市の例により合併時に統合する。

次に、６４ページをご覧ください。「No.５ 公園有料公園施設利用料金」こちらにつきましては、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に再編する。という調整内容でございます。こちらは、６４ページから６９ページの６ページでございます。次に「No.６ 公園制限行為の許可による使用料」こちらの調

	整内容は、栃木市の例により合併時に統合する。 次に 70 ページ「No.7 公園占用使用料」「No.8 公園施設の設置許可による使用料」の調整方針は、栃木市の例により合併時に統合する。とさせて頂きました。 次に、71 ページをご覧ください。 2 の手数料でございます。『手数料は、原則として合併時に統一する。』という調整方針に従い、「現行のとおりとするもの」と「いずれかの市町の例により合併時に統合するもの」の 2 つに分類をいたしました。まず、（１）現行のとおりとするものは、71 ページから 74 ページまでの 32 件でございます。両市町に差異が無く「現行のとおりとするもの」でございます。 次に、75 ページをご覧ください。「（２）いずれかの市町の例により合併時に統合するもの」でございます。75 ページから 80 ページまでの 25 件でございます。両市町の内容に差異がございますので、「栃木市の例によるもの」とさせて頂きました。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。大変長い項目及び説明でございましたが、皆様のほうから、何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ では、質疑がないようでございますので、閉じさせていただきます。お諮りをいたします。 協議第 32 号 合併協定項目 15 使用料、手数料等の取扱いにつきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。全員の拍手によりまして、ご承認をいただきました。 では次に、協議第 33 号 合併協定項目 16 公共的団体等の取扱いについて 事務局から説明を願います。 協議第 33 号

鈴木 T L	合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱いについて はい。8 1 ページをご覧ください。「協議第 3 3 号 合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。」とさせて頂きました。 8 2 ページをご覧ください。8 2 ページから 8 5 ページに、主な公共的団体等を、目的が同一又は類似しております団体を横並びにいたしまして、4 8 分類の公共的団体等が記載されております。団体の中にはシルバー人材センターのように、法的に 1 市町村に 1 事業場にする必要があるため、合併時までには統合するよう働きかけなければならない団体。新市においても現行のとおり存続させる必要がある団体。また、専従職員が配置されているため、専従職員の身分について保障されるよう調整をしなければならない団体。その他にも、他市町との協議が必要な団体。制度・関係団体との協議が必要な団体。従来からの経緯や実情等にも配慮し調整が必要な団体など、統合又は再編に時間を要する団体も多くありますので、調整の方針につきましては、『公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。』とするものでございます。 以上で、ご説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、このことにつきまして何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは、質疑がないようでございますので、ここでお諮りをさせていただきます。 協議第 3 3 号 合併協定項目の 1 6 公共的団体等の取扱いにつきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。

	——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。全員の拍手によりご承認をいただきました。 では続いて、協議第３４号 合併協定項目１７ 補助金、交付金等の取扱いについてであります。事務局から説明願います。
鈴木ＴＬ	協議第３４号 合併協定項目１７ 補助金、交付金等の取扱いについて はい。会議資料②をご用意願います。会議資料②でございます。 誠に申し訳ありませんが、資料の訂正がございます。１４ページになります。１４ページをお開きください。「№.８９ 指定文化財補助金」岩舟町の現況欄でございますが、横棒の表記となっておりますが誤りでございます。正しくは、栃木市と同様に指定文化財補助金がございます。指定文化財補助金と加筆を願います。よろしく願いいたします。指定文化財補助金でございます。 それでは、前に戻りまして、１ページをご覧ください。「協議第３４号 合併協定項目１７ 補助金、交付金等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整する。」とさせて頂きました。 ２ページをご覧ください。２ページから２０ページ、こちらに事業目的等が同一、又は類似しております２０８分類の補助金、交付金等を横並びにいたしまして、６つの調整内容に整理してございます。 調整の内容を「１ 現行のとおりとするもの」としましたのは、№.１の文化振興事業補助金（岩船山クリフステージ）から６ページになります。６ページの最後の、№.５３の藤岡地域（社団法人）栃木法人会藤岡地区会育成事業補助金の５３分類でございます。地域独自の事業でありますので、現行のとおりとするものでございます。 次に７ページをご覧ください。「２. いずれかの市町の例により、合併時に統合するもの」でございます。７ページから１４ページまでの９５分類でございます。両市町に差異がございますので、栃木市の例により合併時に統合するものでございます。 次に、１５ページをご覧ください。「３. いずれかの市町の例

	により、合併後に統合するもの」でございます。ご覧のとおり、10分類ございまして、「栃木市の例により、合併後に統合する」と、いうものでございます。 16ページをご覧ください。「4. 合併時に再編するもの」でございます。「No.1 人権対策運動団体活動」でございます。 次に、「5. 合併後に再編するもの」でございます。No.1の「防犯灯電気料補助金」から19ページになります。最後のNo.43「自治公民館連絡協議会」の43分類でございます。 次に、20ページをご覧ください。「6. 合併時に廃止するもの」でございます。ご覧のとおり6分類となります。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が説明でございます。これも大変長い項目でございますが、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ はい。では、これにつきましても、ご質疑ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。 協議第34号 合併協定項目の17 補助金、交付金等の取扱いにつきましても、原案のとおりご承認をいただけます方、引き続きお願いをいたします。 ——— 委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、原案のとおり、承認をさせていただきます。 続きまして、協議第35号 合併協定項目の20 国民健康保険事業の取扱いについてであります。事務局から説明をお願いします。
鈴木 T L	協議第35号 合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて はい。21ページをご覧ください。 「協議第35号 合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。

	調整方針は、「1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。(1) 国民健康保険税の税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合する。(2) 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。(3) 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。2 特定健康診査・特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせていただきます。 22ページをご覧ください。関係項目1 国民健康保険税の賦課でございます。両市町とも国民健康保険事業に要する費用を賄うため、国民健康保険税を賦課徴収しておりますが、この算定基準につきましては、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分と三本立てとなっております。 税率についての現況ですが、両市町に差異がございます。 賦課方式は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式を採用しており、差異ございません。 賦課限度額には差異がございます。 税率及び軽減制度については、国保加入者に重大な影響を及ぼす部分でございますので、保険医療制度の変革や社会情勢の変化を注視し、新市における医療費の動向を見極め、試算等を行いながら慎重に審議し、適正な税率等を決定するとともに、住民の皆様への周知期間を設ける必要があります。現栃木市では平成24年度から保険料の統一を行っており、次の見直し時期は平成27年度と考えております。このようなことから、具体的な調整内容は、税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合する。とさせていただきます。 23ページをご覧ください。税の減免制度でございますが、災害・その他特別な事情により、保険税を納めることが困難になった時など、申請により減免を受けられます。栃木市では「減免取扱要綱」を別に制定し、条例に定める減免についてさらに細かく、具体的な基準を定めております。このため、具体的な調整内容は『減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。』とさせていただきます。 24ページをご覧ください。納期についてでございます。両市町に若干の差異がございますので、納期については栃木市の例により合併時に統合する。とさせていただきます。 25ページをご覧ください。関係項目2 特定健康診査、特定保健指導でございます。
--	--

鈴木会長	40歳から74歳の加入者に対する生活習慣病予防のための特定健康診査と、特定保健指導の実施が義務付けられております。現況でございますが、実施方法、健診項目、実施時期、自己負担などに差異がございますので、具体的な調整内容は、特定健康診査については、栃木市の例により合併時に統合する。とさせていただきます。 26ページをご覧ください。特定保健指導でございます。実施方法に差異がございますので、具体的な調整内容は、特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。とさせていただきます。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。以上、事務局からの説明でございます。 それでは、このことにつきまして何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ では、質疑を閉じさせていただきまして、お諮りをいたします。 協議第35号 合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。原案のとおり、ご承認をいただきました。 では続いて、「協議第36号 合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて」事務局から説明願います。
鈴木T L	協議第36号 合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて はい。27ページをご覧ください。 「協議第36号 合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。調整方針は、1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、

鈴木会長	平成２７年３月までに再編する。２ 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成２７年３月までに再編する。３ 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後２年以内に再編する。とさせていただきます。 ２８ページをご覧ください。関係項目１ 介護保険事業計画でございます。介護保険事業計画につきましては、介護保険法第１１７条に介護保険の実施主体である市町村は、国の示す基本方針に即して、３年を一期とする事業計画を策定することが定められております。なお、策定に当たっては、老人福祉法に規定する、老人福祉計画と一体のものとして、作成することとされております。具体的な調整内容は、第５期計画が平成２４年度から２６年度まで 両市町とも計画されておりますので、合併時は現行のとおりとし、平成２６年度の第６期計画策定時に再編する。とさせていただきます。２９ページをご覧ください。関係項目２ 介護保険料でございます。 現況でございますが、介護保険料の納期、減免措置、基準保険料は記載のとおりでございます。保険料の段階設定数でございますが、栃木市は９段階１１区分を設定しております。岩舟町は６段階８区分を設定しており、差異がございます。 調整の内容は、第５期計画が平成２４年度から２６年度まで 両市町とも計画されておりますので、合併時は現行ととおりとし、平成２６年度の第６期計画策定時に再編する。とさせていただきます。 ３１ページをご覧ください。関係項目３ 地域包括支援センターでございます。現況でございますが、地域包括支援センターにつきましては、地域における総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを担っている組織でございます。運営方法でございますが、栃木市は直営に対し、岩舟町はＮＰＯ法人へ委託を行っており、両市町に差異がございます。具体的な調整内容は、合併時は現行のとおりとし、運営方法については、合併後２年以内に再編する。とさせていただきます。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。以上が、説明でございます。 それでは、説明に対しまして何かありましたらお願いをいたします。
------	---

鈴木会長	——— 質疑応答等なし ——— よろしいでしょうか？ では、質疑ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。 協議第３６号 合併協定項目２１ 介護保険事業の取扱いにつきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい、ありがとうございます。 それでは、原案のとおり、ご承認をいただきました。 続きまして、協議第３７号 合併協定項目２５－２ 電算システム事業について、事務局から説明をお願いします。
鈴木ＴＬ	協議第３７号 合併協定項目２５－２ 電算システム事業について はい。３２ページをご覧ください。 「協議第３７号 合併協定項目２５－２ 電算システム事業について」協議を求める。というものでございます。調整の方針は、「電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。」とさせて頂きました。 ３３ページをご覧ください。現況でございますが、ホームページ作成システムから、次のページになります。一番最後の図書館システムまでの３２システムを現在使用してございます。 新市発足と同時に、従来と変わりのない行政サービスの維持、提供を行うために統合する必要があることから、具体的な調整内容は、電算システムについては、住民サービスの低下及び行政運営の停滞を招かないよう、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。とさせて頂きました。３５ページは先進事例でございます。 以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が、事務局の説明でございます。

鈴木会長	それでは、只今の説明に対し、何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ——— 質疑ないようでございますので、閉じさせていただきます、お諮りをいたします。 協議第 3 7 号 合併協定項目 2 5 - 2 電算システム事業について、これにつきましては、原案のとおり、ご承認いただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。原案のとおり、ご承認をいただきました。 では続きまして、協議第 3 8 号 合併協定項目 2 5 - 1 1 高齢者福祉事業について、事務局から説明を願います。
深津 T L	協議第 3 8 号 合併協定項目 2 5 - 1 1 高齢者福祉事業について はい。事務調整班の深津と申します。よろしく願いいたします。 同じく、会議資料②の 3 6 ページをご覧ください。 協議第 3 8 号「合併協定項目 2 5 - 1 1 高齢者福祉事業について」、協議を求める。というものでございます。 3 7 ページをご覧ください。「関係項目 1 敬老事業」でございます。はじめに、敬老祝金につきましては、両市町とも、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を敬い、祝金を支給しておりますが、対象年齢及び支給額に差異がございます。 次に、3 8 ページのその他の敬老事業につきましては、両市町とも、敬老会の経費の一部として敬老会事業補助金を交付しておりますが、対象年齢に差異がございます。また、岩舟町では記念品を配布しているところです。このようなことから、調整方針につきましては、「敬老事業については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 3 9 ページをご覧ください。「関係項目 2 高齢者保健福祉計画」でございます。高齢者保健福祉計画につきましては、老人福

鈴木会長	祉法による老人福祉計画と介護保険法による介護保険事業計画を一体的に策定するものですが、両市町では平成２４年度から２６年度までを計画期間としてそれぞれ計画を策定し、取組を行っているところですので、調整方針につきましては、「高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、平成２７年３月までに再編する。」と、させて頂きました。 以上で説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、只今の説明に対しまして、何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは、質疑を閉じさせていただき、お諮りをさせていただきます。 協議第３８号 合併協定項目２５－１１ 高齢者福祉事業につきましては、原案のとおり、ご承認いただけます方、拍手でお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。それでは、原案のとおり、ご承認をいただきました。 お蔭様で、順調に進行させていただいておりますので、ちょうどここで半分が終了しましたので、今日は少し休憩をとりたいと思います。ただし、短くて恐縮ですが、５分間ということでご容赦いただきます。こちらの時計で１１時までということで、５分ちょっとですが、よろしくお願いします。 ——— ５分間の休憩 ———
鈴木会長	それでは、そろそろ、あちらの時計で１１時になりますので、再開をしたいと思います。皆様お戻りでしょうか？ はい。では、再開をさせていただきます。 なお、オブザーバーの小川さんにつきましては、所用のため途

深津 T L	中で退席をされましたので、よろしくお願いをいたします。 では続きまして、協議第 3 9 号 合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業についてであります。事務局から説明願います。 協議第 3 9 号 合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業について はい。会議資料の 4 0 ページをご覧ください。 協議第 3 9 号「合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 4 1 ページをご覧ください。生活保護事業につきましては、経済的に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する生活保護制度に係る、申請事務及び相談に関する事務でございます。現況でございますが、栃木市では専任の面接相談員、査察指導員及び現業員を配置し、生活保護に関する相談、申請受付、認定、給付まで一連の事務に対応しております。岩舟町では、相談の受付等は行っておりますが、申請につきましては、直接受理はせず、下都賀福祉事務所との連絡調整を行っているところです。このようなことから調整方針は、「栃木市の例により合併時に統合する。」と、いたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が事務局の説明でございます。 では、このことにつきまして何かありましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうかね？ はい。富田委員。
富田委員	生活保護の補助基準の中で、住居手当は、これは栃木市の決まりで補助されるという形でよろしいのでしょうか？
鈴木会長	はい。住居手当については、どうなのだろうということですが、今日は担当はいますか？はい。では、栃木市において担当している職員がおりますので。
社会福祉分科会	はい。社会福祉分科会の福原と申します。よろしくお願いしま

福原	す。 住居手当については、その方の所得に応じまして、アパートの処遇とかですね、住居手当は支給しております。
鈴木会長	その手当の基準というのは、栃木市独自の基準なのですか？それとも、一般的な基準なのですか？ はい。後ろのほうに。
岩舟町 寺内	はい。岩舟町の寺内です。よろしくお願いいたします。 住居手当の基準につきましては、生活保護法で定められておりまして、岩舟町の基準と栃木市の基準というのは、岩舟町が３級地の２号地といいまして、基準が違っております。合併と同時に岩舟町が市になりますので、国において市の基準で一緒になることというふうに想定されますので、現在の栃木市の基準に岩舟町が合うというふうな形になるかと思われます。以上です。
鈴木会長	はい。ありがとうございました。よろしいですか？
富田委員	——— 了承 ———
鈴木会長	はい。 他にございますでしょうか？ ——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	はい。では、これにて質疑をとじさせていただき、お諮りをいたします。 協議第３９号 合併協定項目２５－１４ 生活保護事業につきまして、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 では続きまして、協議第４０号 合併協定項目２５－１９ 農林水産関係事業についてであります。事務局の説明願います。 協議第４０号

深津 T L	合併協定項目 2 5－1 9 農林水産関係事業について はい。会議資料の 4 2 ページをご覧ください。 協議第 4 0 号「合併協定項目 2 5－1 9 農林水産関係事業について」、協議を求める。というものでございます。 4 3 ページをご覧ください。「関係項目 1 農業振興地域整備計画」でございます。農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県知事により指定された農業振興地域について、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、策定するものです。両市町とも、計画は策定済みですが、新市において新計画を策定する必要があることから、調整方針につきましては、「農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 4 4 ページをご覧ください。「関係項目 2 農業基本構想」でございます。農業基本構想につきましては、両市町とも、農業経営基盤強化促進法に基づき、平成 2 2 年度から 3 2 年度の 1 0 年間を目標期間として、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、各種指標を定め、農業経営基盤の強化を促進するため、基本構想を策定しているところです。合併後は新市において基本構想の見直しを行う必要があるため、調整方針につきましては、「農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 4 6 ページをご覧ください。「関係項目 3 農政協力員」でございます。農政協力員につきましては、両市町それぞれで、農林行政の円滑な運営を図るため、農業政策の普及及び農業関係の調査活動等を行っていただいておりますが、報酬等に差異がございますので、調整方針につきましては、「農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 4 7 ページをご覧ください。「関係項目 4 農地転用許可事務」でございます。農地法に基づく農地転用の許可事務につきましては、栃木県知事の権限に属する事務の一部となっており、岩舟町では農業委員会の定期総会で決定された案件を、意見書をつけて下都賀農業振興事務所へ届けております。栃木市では、この農地法に係る事務の一部が権限移譲されており、直接許可等の処理を行っておりますので、調整方針につきましては、「農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。
---------------	--

鈴木会長	以上で、説明を終わります。 はい。以上が事務局の説明でございます。 それでは、これにつきまして何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ では、質疑を閉じさせていただきます。お諮りをいたします。 協議第４０号 合併協定項目２５－１９ 農林水産関係事業につきまして、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。では、原案のとおり、ご承認をいただきました。 続きまして、協議第４１号 合併協定項目２５－２０ 商工、観光関係事業についてであります。事務局の説明願います。
深津ＴＬ	協議第４１号 合併協定項目２５－２０ 商工、観光関係事業について はい。会議資料の４８ページをご覧ください。 協議第４１号「合併協定項目２５－２０ 商工、観光関係事業について」、協議を求める。というものでございます。 ５０ページをご覧ください。「関係項目１ 太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画に関すること」でございます。この整備計画は、栃木市大平地域における観光資源の宝庫である太平山南山麓地帯の、現在に至るまで守り育ててきた環境を引き続き魅力的な場づくりとして、かかしの里の施設を中心に整備するものです。栃木市独自の事業であるため、調整方針につきましては、「太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。」と、させて頂きました。 ５１ページをご覧ください。「関係項目２ 観光行事に関すること」でございます。現況の欄に記載されておりますように、１

年を通して様々なイベントが開催されております。これらのイベントは歴史や伝統に培われた地域性のある行事が多く、独自性を備えていることから、調整方針につきましては、「観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。」と、させて頂きました。

54ページをご覧ください。「関係項目3 栃木インター周辺整備開発に関すること」でございます。千塚町上川原地区開発事業、次の栃木インター周辺開発事業につきましては、雇用機会の拡大と安定した市税等の自主財源の増加を図るため、各地区の優れた立地環境を活かした新たな産業拠点及び物流拠点を整備するものです。それぞれ栃木市独自の事業であるため、調整方針につきましては、「栃木インター周辺整備開発については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。」と、させて頂きました。

55ページをご覧ください。「関係項目4 立地企業に対する奨励措置に関すること」でございます。栃木市では、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、交付要件等を満たす工場等の設置または工場等の用地を取得する際に、奨励金を交付しております。岩舟町ではこのような事業は行っておりませんので、調整方針につきましては、「立地企業に対する奨励措置については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。

56ページをご覧ください。「関係項目5 中小企業融資制度に関すること」でございます。中小企業融資制度につきましては、両市町とも、中小企業の経営の安定と、産業の振興を図るため、各種資金の融資を行うことにより、中小企業者の支援をしておりますが、補助率や方法について差異がございますので、調整方針につきましては、「中小企業融資制度については、補助率や方法に差異があるので、栃木市の例により、合併時に統合する。」と、させて頂きました。

57ページをご覧ください。「関係項目6 みかも山東ゾーン観光事業連絡会」でございます。岩舟町では、みかも山東ゾーンの特色と魅力のある観光地づくりのため、各団体との連携を強化し、観光戦略の企画と実践を図っているところです。こちらは、岩舟町のみ事業となっておりますので、調整方針につきましては、「みかも山東ゾーン観光事業連絡会については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。」と、させて頂

鈴木会長	きました。 以上で説明を終わります。 はい。以上が事務局の説明でございます。 それでは、皆様から何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは質疑を閉じさせていただき、お諮りをさせていただきます。 協議第４１号 合併協定項目２５－２０ 商工、観光関係事業につきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 続きまして、協議第４２号 合併協定項目２５－２１ 勤労者、消費者関連事業について、事務局の説明を願います。
深津ＴＬ	協議第４２号 合併協定項目２５－２１ 勤労者、消費者関連事業について はい。こちらからは会議資料の③をご用意ください。 会議資料③の１ページをご覧ください。 協議第４２号「合併協定項目２５－２１ 勤労者、消費者関連事業について」、協議を求める。というものでございます。 ２ページをご覧ください。「関係項目１ 消費生活相談にすること」でございます。栃木市では、栃木市消費生活センターを設置し、相談員が直接相談業務等を行っております。岩舟町では職員が対応し、県または近隣の消費生活センターを紹介しております。このようなことから、調整方針につきましては、「消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ３ページをご覧ください。「関係項目２ 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターにすること」でございます。こちらにつきましては、栃木市、岩舟町が構成団体となって、中小企業

鈴木会長	の福利厚生制度の充実及び人材の確保と定着を図るため設置されたものでありますので、調整方針につきましては、「栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ４ページをご覧ください。「関係項目３ 勤労者融資制度に関すること」でございます。栃木市では、勤労者の住宅取得の促進と、文化的で安定した生活の確保を図るため、住宅の新增改築、土地の取得に際して、資金の融資を行っております。岩舟町ではこうした制度はございませんので、調整方針につきましては、「勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 以上で、説明を終わります。 はい。以上が、事務局の説明でございます。 それでは、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	はい。では、ないようでございますので、お諮りをさせていただきます。 協議第４２号 合併協定項目２５－２１ 勤労者、消費者関連事業について、原案のとおり、ご承認いただける方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員の拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 では続きまして、協議第４３号 合併協定項目２５－２２ 建設関係事業についてであります。事務局から説明願います。
深津ＴＬ	協議第４３号 合併協定項目２５－２２ 建設関係事業について はい。会議資料の５ページをご覧ください。 協議第４３号「合併協定項目２５－２２ 建設関係事業について」、協議を求める。というものでございます。 ６ページをご覧ください。「関係項目１ 都市計画」でございます。はじめに、開発許可制度につきましては、栃木市では栃木

	県知事の権限に属する事務の移譲により、開発行為許可事務をおこなっております。岩舟町では移譲されておりませんので、開発行為に伴う事前協議等を行っているところです。このようなことから、調整方針につきましては、「開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 次に、租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定につきましては、両市町で同様の事務を行っているところですので、調整方針につきましては、「租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 次に、7ページの都市計画区域マスタープランにつきましては、栃木県が策定するマスタープランでございますが、栃木市では、小山栃木都市計画区域、西方都市計画区域と、2つの都市計画区域がございます。岩舟町では、小山栃木都市計画区域となっておりますので、調整方針につきましては、「都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。」と、させて頂きました。 次に、8ページの市町村都市計画マスタープランにつきましては、栃木市では、各地域の都市計画マスタープランがございます。岩舟町では、同様の都市計画マスタープランがございますので、調整方針につきましては、「市町村都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 9ページをご覧ください。「関係項目2 住宅行政」でございます。栃木市では、平成25年度から34年度を計画期間として、地域における多様なニーズに対応した施策を展開していくための基本計画として、栃木市住生活基本計画を策定予定となっております。岩舟町では同様の計画はございませんので、調整方針につきましては、「住生活基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 10ページをご覧ください。「関係項目3 建築行政」でございます。耐震改修促進計画につきましては、両市町とも、建築物の耐震化を促進するため、各種の数値目標を設定した計画を策定しているところですが、施策等の内容に差異がございますので、調整方針につきましては、「建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」と、させて頂
--	--

鈴木会長	きました。 以上で、説明を終わります。 はい。以上が、事務局の説明であります。 それでは、このことにつきまして何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	はい。ないようでございますので、ここでお諮りをさせていただきます。 協議第４３号 合併協定項目２５－２２ 建設関係事業につきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 では続きまして、協議第４４号 合併協定項目２５－２３ 上・下水道事業についてであります。事務局から、説明を願います。
深津ＴＬ	協議第４４号 合併協定項目２５－２３ 上・下水道事業について はい。会議資料の１１ページをご覧ください。協議第４４号「合併協定項目２５－２３ 上・下水道事業について」、協議を求める。というものでございます。 １３ページをご覧ください。「関係項目１ 設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料に関すること」でございます。水道事業に係る手数料につきましては、各種申し込みの際に支払っていただくものですが、両市町で差異がございますので、調整方針につきましては、「水道事業に係る設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 １４ページをご覧ください。「関係項目２ 水道料金、メーター使用料に関すること」でございます。栃木市では、現在、各地域に水道事業が存在し、それぞれ異なった料金、使用料となって

	おり、平成２６年度末を目途に再編する予定となっております。岩舟町の料金、使用料につきましても、この栃木市の料金改定時にあわせて改定を行うこととするため、調整方針につきましては、「水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成２６年度末目途）に統合する。」と、させて頂きました。 １６ページをご覧ください。「関係項目３ 工事負担金に関すること」でございます。工事負担金につきましては、栃木市では、栃木地域において、計画外給配水管を布設する際に申込者に工事負担金として負担をしていただいているものですが、他の地域においても統一する予定となっております。岩舟町ではこの負担金はありませんので、調整方針につきましては、「工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 １７ページをご覧ください。「関係項目４ 加入金に関すること」でございます。加入金につきましては、栃木市では、藤岡、都賀及び西方地域において給水装置の新設及び改築の申込の際、加入金として負担していただいているものです。岩舟町においても同様の加入金がございますが、調整方針につきましては、「加入金については、合併時に廃止する。」と、させて頂きました。 １８ページをご覧ください。「関係項目５ 下水道使用料の認定・調定・徴収に関すること」でございます。下水道使用料につきましては、栃木市では、各地域で使用料に差異があり、平成２６年度末を目途に再編する予定となっております。岩舟町の使用料につきましても、この栃木市の料金改定時期に合わせて改定を行うこととするため、調整方針につきましては、「下水道使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期（平成２６年度末目途）に合わせて統合する。」と、させて頂きました。 ２０ページをご覧ください。「関係項目６ 下水道受益者負担金の賦課、徴収に関すること」でございます。下水道受益者負担金につきましては、下水道事業により利益を受ける方に事業費の一部を負担していただいているものですが、栃木市では、各地域でそれぞれ単位負担額等に差異がございます。岩舟町においても同様の受益者負担金がございますので、調整方針につきましては、「下水道受益者負担金の賦課、徴収及び負担金の単価については、現行のとおりとし、合併後に再編する。その他支払方法等
--	---

	については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ２２ページをご覧ください。「関係項目７ 農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収に関する事」でございます。農業集落排水施設使用料につきましては、利用者から施設の維持管理費に充てるため、使用料をいたたくものです。栃木市では、大平、藤岡及び西方地域において事業を実施しておりますが、差異があり、料金改定が予定されております。岩舟町では事業を実施しておりませんので、調整方針につきましては、「農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。」と、させて頂きました。 ２４ページをご覧ください。「関係項目８ 農業集落排水事業受益者分担金等に関する事」でございます。受益者分担金につきましては、利益を受ける方に事業費の一部を負担していただくものですが、こちらも栃木市では、事業を行っている大平、藤岡及び西方地域でございます。岩舟町では事業を行っておりませんので、調整方針につきましては、「農業集落排水事業受益者分担金等については、現行のとおりとする。」と、させて頂きました。 ２６ページをご覧ください。「関係項目９ 排水区域外の下水に係る下水道の接続使用に関する事」でございます。両市町とも、管理上支障がない場合は、下水道の排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めております。両市町ともほぼ同じ内容でございますので、調整方針につきましては、「排水区域外の下水に係る下水道の接続使用については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ２７ページをご覧ください。「関係項目１０ 排水設備工事等の手数料に関する事」でございます。はじめに、下水道事業に係る手数料につきましては、両市町とも、排水設備等の新設等を行う場合や指定工事店の指定を受ける場合は、手数料をいただいておりますが、計画確認及び検査手数料に差異がございます。 次に、農業集落排水事業につきましては、栃木市では、同様の手数料がございますが、岩舟町では事業を行っていないため、ございません。このようなことから、調整方針につきましては、「排水設備工事等の手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 以上で、説明を終わります。
--	---

鈴木会長	はい。以上が、説明でございます。 それでは、只今のことにつきまして、何かありましたらお願いをいたします。 はい。安藤委員、どうぞ。
安藤委員	岩舟町の安藤です。 水道のほうなのですが、工事負担金について、もう少しちょっと詳しくご説明いただければと思うのですが、これは給水の計画がない所に、新たに給水を引いた場合に、負担金という形が発生するというものでよろしいのかという確認と、取り出しをする元の管ですね、これが口径に達しない場合に、負担金等をとっているような所存、岩舟なんかですと50ミリ以下の場合は、負担金、まあ負担金という呼び方なのかはわかりませんが、金額を負担するような形になっているのですが、そういった形も、こちらには含まれるのかどうかというところを、お教えいただければと思います。
鈴木会長	はい。
水道課 鈴木	栃木市の水道課の鈴木と申します。よろしくお願いします。 まず、ご質問の計画外というものの話なのですが、当面配水管を設置する予定のない所でも、水道の申込みがあった場合の対応について、何らかの方策を考えているということで、これについても、旧栃木にしか制度がございませんでしたので、24年度中には、そのものについては、全市に適用できるような対応をしたいと思っております。 また、元の取り出しの話ですと、その取り出しするのに、例えば、75ミリから100ミリは分岐できませんので、そうすると、短期にですね、そこに対応できるかということ、なかなか急な対応は難しいと思いますので、時間をいただいたりして、対応せざるを得ないと思うのですが、その時の負担金かといいますと、そういうものでもございません。以上です。
鈴木会長	そういうものでもないというと、では何なんだという。
水道課 鈴木	あの、負担金は先ほど申しましたとおり、計画のない所に、ど

	うしても至急に水道が欲しいといった時の負担金でございまして、細い所から更に欲しいという場合の負担金とは違いますということです。
鈴木会長	はい。わかりました。 安藤委員、よろしいですか？
安藤委員	——— 了承 ———
鈴木会長	はい。 他にございますか？ ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	では、ないようですので、お諮りをさせていただきます。 協議第４４号 合併協定項目２５－２３ 上・下水道事業につきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員の拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 では次に、協議第４５号 合併協定項目２５－２６ 文化振興事業についてであります。事務局から説明願います。
深津ＴＬ	協議第４５号 合併協定項目２５－２６ 文化振興事業について はい。会議資料の２８ページをご覧ください。 協議第４５号「合併協定項目２５－２６ 文化振興事業について」、協議を求める。というものでございます。 ２９ページをご覧ください。「関係項目１ 芸術文化」でございます。文化祭につきましては、栃木市の各地域及び岩舟町でそれぞれ開催されておりますが、主催者等が異なり、企画運営方法にも独自性があることから、調整方針につきましては、「文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおり開催とするが、合併後内容を検討し再編する。」と、させて頂きました。

	３０ページをご覧ください。「関係項目２ 市町指定文化財」でございます。両市町においては、将来の文化向上の発展の基礎をなす郷土の貴重な財産として様々な文化財がございます。これら文化財の、指定、指定を受けた文化財及び維持管理についての調整方針につきましては、「市町文化財については、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。では、只今の説明について何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	はい。無いようですので、ここでお諮りをさせていただきます。 協議第４５号 合併協定項目２５－２６ 文化振興事業につきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。それでは、承認をいただきました。 では次に、協議第４６号 合併協定項目２５－２７ 社会教育事業についてであります。事務局から説明願います。
深津ＴＬ	協議第４６号 合併協定項目２５－２７ 社会教育事業について 会議資料の３１ページをご覧ください。協議第４６号「合併協定項目２５－２７ 社会教育事業について」、協議を求める。というものでございます。 ３２ページをご覧ください。「関係項目１ 社会教育関係団体の支援及び連絡調整」でございます。栃木市の各地域及び岩舟町では、社会教育関係団体への助成や指導、助言等を通して、団体が主体的な活動を行えるよう支援をしておりますが、団体の形態や組織が異なっているため、調整方針につきましては、「社会教

	育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 33 ページをご覧ください。「関係項目2 成人式」でございます。成人式につきましては、次代を担う新成人の門出を祝い、成人の日の前日に、栃木市の各地域及び岩舟町で開催されておりますが、それぞれで式の開催方法や運営等が異なっておりますので、調整方針につきましては、「成人式については、合併時に再編する。」と、させて頂きました。 34 ページをご覧ください。「関係項目3 集会所」でございます。集会所につきましては、栃木市では、人権意識の高揚及び教養の向上並びに生活文化の振興を図るため、栃木、大平及び藤岡地域に各集会所が設置されております。岩舟町にも同様の集会所が設置され、各種教室や教養講座が開催されておりますが、講座、管理等の内容に差異がございますので、調整方針につきましては、「集会所については、現行のとおりとする。」と、させて頂きました。 35 ページをご覧ください。「関係項目4 生涯学習推進基本構想・計画」でございます。生涯学習推進基本構想・計画については、栃木市では、現在、策定の構想段階でございますが、岩舟町ではございませんので、調整方針につきましては、「生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。」と、させて頂きました。 36 ページをご覧ください。「関係項目5 集会所運営委員会」でございます。集会所運営委員会につきましては、関係項目3 集会所の運営委員会でございますが、集会所の円滑な運営をはかるため、計画、管理、運営等について審議を行っております。栃木市では、栃木、大平及び藤岡地域に設置され、岩舟町でも同様の委員会が設置されておりますので、調整方針につきましては、「集会所運営委員会については、合併時に再編する。」と、させて頂きました。 37 ページをご覧ください。「関係項目6 公民館等運営管理」でございます。公民館につきましては、栃木市に公民館10館、地区公民館7館、岩舟町に1館ございます。それぞれ業務内容等に差異がございますが、地域住民の利便性、必要性を考慮して、調整方針につきましては、「公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合
--	---

鈴木会長	併時までに再編する。岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後すみやかに再編する。」と、させて頂きました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。それでは、只今の説明に対して何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは、質疑を終わらせていただきまして、お諮りをいたします。 協議第４６号 合併協定項目２５－２７ 社会教育事業につきましては、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきました。 それでは、本日最後の協議であります、協議第４７号 合併協定項目２５－３０ 社会福祉協議会について、事務局から説明をお願いします。
深津ＴＬ	協議第４７号 合併協定項目２５－３０ 社会福祉協議会について はい。会議資料の３９ページをご覧ください。協議第４７号「合併協定項目２５－３０ 社会福祉協議会について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。」と、させて頂きました。 ４０ページをご覧ください。社会福祉協議会につきましては、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域福祉を推進することを目的とした社会福祉法人でございます。両市町それぞれに設置されており、自治体からの様々な事業を受託しているとともに、主体者としても多岐にわたる事業を展開しており、地域の社会福祉活動に大き

鈴木会長	く貢献しております。調整方針につきましては、社会福祉協議会においても合併に向け協議中ということでございますが、それぞれ法人でございますので、「速やかに統合するよう働きかける。」と、いたしました。 以上で、説明を終わります。 はい。以上が、説明でございます。 何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか。 はい。では、質疑を閉じさせていただき、お諮りをいたします。 協議第４７号 合併協定項目２５－３０ 社会福祉協議会について、原案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手をお願いいたします。 ——— 委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございました。 本日最後の協議項目、全員の一致でご承認をいただきました。 以上で、本日の全協議事項についての審議を終わらせていただきます。ご協力、大変ありがとうございました。
天海事務局長	４．第８回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について それでは、次第の４になります。第８回栃木市・岩舟町合併協議会の開催のお知らせでございます。 次回は、９月２６日 水曜日 午後２時から、 会場は 岩舟町健康福祉センター 遊楽々館 となります。 よろしくお願いいたします。
天海事務局長	５．その他 (１) 合併に関する住民説明会について 続きまして、次第の５でございます。その他について、(１)の合併に関する住民説明会についてでございます。 本日お配りいたしました別紙の「合併に関する住民説明会について」をご覧ください。合併協議会の主催によります住民説明会を

	岩舟町で開催するものでございます。合併協議会での協議内容を住民の皆様に広く周知するとともに、新市まちづくり計画の策定に向けて、ご意見をいただくことを主な目的としております。 10月14日の午前と午後に1回ずつ、16日の夕方に1回の計3回開催する予定で、時間、場所等をご覧のとおりでございます。なお、合併に関する住民説明会が、岩舟町だけの開催となっておりますが、栃木市では、「まちづくり懇談会 ふれあいトーク」を7月から現在まで12箇所で開催し、10月の7箇所開催と合わせますと、計19箇所で開催することとなっております。その中で、最新の岩舟との合併の状況を中心に合併に関する報告をしております。その場には、岩舟町との合併について質問があればお答えいただくよう岩舟町の企画課長、総務課長にも、毎回ご出席をいただいております。 この「まちづくり懇談会 ふれあいトーク」によりまして、栃木市での合併に関する住民説明会に代えさせていただくこととしております。以上でございます。
天海事務局長	(2) その他 (2) のその他でございます。今の資料の裏面をご覧いただきたいと思いますが、8月1日付の、栃木市の異動によりまして事務局が新たな体制となっておりますので、ご報告申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。 ここで何か委員の皆様から、ご発言がなければ、この会を閉めたいと思います。 ——— 発言等なし ———
天海事務局長	6. 閉会 それでは、閉会をしたいと思います。只今の時間は、11時47分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして第7回栃木市・岩舟町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。